

出来事（2017年12月）

1. 既存添加物の消除

12月22日、厚生労働省食品基準審査課長より「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について（周知依頼）」（薬生食基発1222第1号）が発せられました。

- ・厚生労働省の予備的調査では、196品目の既存添加物について、現に販売の用に供されていない可能性があること。
- ・本調査の結果を取りまとめた後、早ければ平成30年中に消除予定添加物名簿を公示し、6か月間の訂正申出期間を経て、公示の日から1年以内に既存添加物名簿の改正を行う予定であること。

2. 食品衛生法改正

11月17日、食品衛生分科会に「とりまとめ」（報告書）が報告されました。

12月1日から全国で説明会が開催されました。

来年1月下旬開催予定の次期通常国会で審議される予定とのことです。

3. 食品添加物の新規指定

- 1) プロピコナゾール（防かび剤）の新規指定については、11月17日の薬事食品衛生審議会食品衛生分科会です了承されました。告示に向けた手続きが行われます。
- 2) 国際調和のアルミニウム含有食品添加物4品目についての状況は変わっていません。
 - ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
 - ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
 - ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤） ・カルミン（着色剤）

4. 規格基準の改正

アルミニウムの摂取量の低減化のために、硫酸アルミニウムカリウム（カリ明礬）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウム明礬）のパン及び菓子類への使用量を0.1g/kg以下に制限するための使用基準の改正に関する食品安全委員会の健康影響評価がなされてきました。12月19日、「アルミニウムの耐容週間摂取量（TWI）を2.1 mg/kg 体重/週と設定する」が了承され、厚生労働省に通知されました。余談ですが、コチニール色素製剤等アルミニウム含有添加物の食品への使用時のアルミニウムの低減化も課題だと思います。

5. 遺伝子組換え食品添加物

安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（30品目）（2017年11月22日現在）

安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（77品目）（2017年10月31日現在）

安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（3品目）（2017年11月22日現在）

キモシン（野澤組）、リボフラビン（DSM）、グルコースオキシダーゼ（天野エンザイム）

*企業名は、報告書作成者による簡略名です。

6. 「医薬品添加物規格 1998」の改正

12月6日、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課から、「医薬品添加物規格 1998」の改正に関するパブリックコメントが通知されます。（期間：1月4日まで）

精製ステビア抽出物等5品目の追加、カラギーナン、ジェランガム、スクラロース等25品目の規格の改正がなされます。2018年4月施行予定です。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000166889>

7. 「医薬部外品添加物規格集 2017」の一部改正

12月6日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構一般薬等審査部長から、「医薬部外品添加物規格集 2017」の一部改正の通知がなされました。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T171207I0040.pdf>

8. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限(12月27日現在)。
- ② 12月7日、長野県の軽井沢町と富士見町で捕獲されたシカ肉の出荷制限がなされました。
12月13日、宮城県で捕獲されたシカ肉の出荷制限がなされました。

9. アクリルアミドに関する新たな規制 EU

英国の食品事業は、アクリルアミドを管理する現実的な措置が、2018年4月から適用される新しいEU法の下で求められるとのことです。(FSAのホームページ:11月29日最終)

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16749/new-eu-acrylamide-legislation>
アイルランド食品安全局(FSAI)もEU規則を歓迎するとしています(11月23日)

https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/acrylamide_regulation_23112017.html

10. グリホサートに関するEU委員会の声明

2017年12月12日、EU委員会はEU市民運動(ECI)に対して、「グリホサートを禁止し、人と環境を有害な農薬から守る」と回答し、研究の透明性と質をさらに向上させる物質の科学的評価に使用される立法案を2018年に発表するとなりました。再認可期間は5年です。

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-5191_en.htm

11. ビタミンDとカルシウムのサプリメントで骨折リスクは低下せず

ビタミンDとカルシウムのサプリメントの摂取・非摂取の高齢者(50才以上の51,000人以上)による33件のメタ解析の結果、骨折リスクに差異がないとのことです。

<https://www.reuters.com/article/us-health-supplements-fracture-risk/vitamin-d-calcium-supplements-may-not-lower-fracture-risk-idUSKBN1EK1DL>

12. 食品産業も「脱炭素社会」へ

NHKの12月17日の放送(<https://www6.nhk.or.jp/special/detail/index.html?aid=20171217>)後、食品業界でもこのテーマが話題となっています。2050年に「化石燃料ゼロを目指す」が欧米企業で顕著です。Coca-Cola社のホームページの”Manufacturing Emissions”にも、2050年に「ゼロ」を目指す(<http://www.coca-colacompany.com/stories/manufacturing-emissions>)としています。

13. 食品の広告に「新鮮」「自然」「伝統的」「元来」のような用語の使用制限（インド）

Government to restrict terms like 'fresh', 'natural' in food ads

インド保健省は、11月24日、食品の広告に「新鮮」「自然」「伝統的」「元来」のような用語の使用を制限する法律を提案している。例えば、「新鮮」という用語は、洗浄、皮を剥ぐ、冷却、トリミング等以外の処理がされていない製品にのみ適用可能。

<http://www.fssai.gov.in/home/media.html>

14. 食品の指紋調査

食品偽装（動植物の名称、産地偽装等）を見抜くためには食品の指紋調査が必要です。そのためBfR（ドイツ連邦リスクアセスメント研究所）は、食品指紋データベースの構築を進めているとのこと。BfRのホームページに「CHEMOMETRICSのための多重パターン認識」も紹介されています。

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/multivariate-pattern-recognition-for-chemometrics.pdf>

15. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社丸恵が中国から輸入した「活あさり」の命令検査で、プロメトリンが0.02ppm検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。
*プロメトリン：トリアジン系除草剤
- ・日本食研ホールディングス株式会社と株式会社大豊商事がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）えび類」の命令検査で、エンロフロキサシン0.02ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。同様に、丸紅株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシン0.34ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
*エンロフロキサシン：ニューキノロン系合成抗菌剤

（作成：2017年12月30日）